



平成 18 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 コニカミノルタホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 太田 義勝
(コード番号4902 東証・大証第1部)
問 合 せ 先 広報宣伝部長 小林 右樹
TEL (03)6250-2100

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 102 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次の規定を新設、変更するものであります。

- (1) 定款変更案第 10 条 (単元未満株式についての権利) は、単元未満株主の権利を合理的な範囲にするため、規定を新設するものであります。
- (2) 定款変更案第 15 条 (招集) 第 2 項は、株主総会の開催場所につき、法律上の規制が撤廃されたことに伴い、その開催場所を東京都特別区内とする規定を新設するものであります。
- (3) 定款変更案第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法により開示することが認められたことに伴い、規定を新設するものであります。
- (4) 定款変更案第 25 条 (取締役会の書面決議) は、取締役会において、議決に加わることができる取締役全員が同意したときは、現に会議を開催しない取締役会決議 (書面決議) が認められたことに伴い、経営判断をより機動的かつ効率的に行えるよう、規定を新設するものであります。
- (5) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) の規定により、会社法の施行に伴い定款に定めがあるとみなされる次の事項について、規定を新設、変更するものであります。
 - ① 定款変更案第 5 条 (機関) :
取締役会、委員会及び会計監査人を置く旨
 - ② 定款変更案第 9 条 (株券の発行) 第 1 項 :
株式に係る株券を発行する旨
 - ③ 定款変更案第 12 条 (株主名簿管理人) :
株主名簿管理人を置く旨

④ 定款変更案第38条（剰余金の配当等の決定機関）：

剰余金の配当等の事項を取締役会が定めることができる旨及び当該事項を株主総会の決議によつては定めない旨

- (6) その他全般に渡り、「会社法」の条文の表現に合わせるための規定の変更及びそれに伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月23日(金曜日)(予定)
定款変更の効力発生日	平成18年6月23日(金曜日)(予定)

以 上

<定款変更の内容>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、コニカミノルタホールディングス株式会社と称する。英文では、KONICA MINOLTA HOLDINGS, INC. と表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 以下の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または出資持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理</p> <p>イ. 事務用機械器具及び材料の製造及び販売</p> <p>ロ. 写真機械及び附属品並びにその他の光学機械器具、レンズ及び理化学機械器具の製造及び販売</p> <p>ハ. 写真感光材料一般の製造及び販売</p> <p>ニ. 印刷用機械器具及び材料の製造及び販売</p> <p>ホ. 医薬品及び医薬部外品並びに医療用機械器具及び材料の製造及び販売</p> <p>ヘ. 測定器、計量器及び度量衡器の製造及び販売</p> <p>ト. 電気、電子、磁気及び通信機械器具並びに材料の製造及び販売</p> <p>チ. 精密機械及び工具類の製造及び販売</p> <p>リ. 上記イ.及びロ.、並びにニ.からチ.までに関連するデバイス、部品等の製造及び販売</p> <p>ヌ. 上記イ. からリ. までに関連するソフトウェアの開発及び販売並びに情報処理・提供サービス業</p> <p>ル. 工業薬品の製造及び販売</p> <p>ヲ. 合成化学製品の製造及び販売</p> <p>ヾ. 画像入出力技術、情報処理技術等に関連する技術の開発事業</p> <p>カ. 印刷業、製版業</p> <p>コ. 上記ロ.に関連する建設工事の請負</p> <p>ク. 上記イ. からリ. まで、並びにル. 及びヲ. に記載の製品の輸出入</p> <p>ケ. 上記イ. からク. までに附帯または関連する一切の事業</p> <p>2. 不動産の賃貸</p> <p>3. 前各号に附帯または関連する一切の業務</p> <p>(本店所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>(公告方法)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p>
<p>(委員会等設置会社に関する特例) 第5条 当社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下「<u>商法特例法</u>」という。)第2章第4節に規定する特例の適用を受けるものとする。</p>	<p>(機 関) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。 1. <u>取締役会</u> 2. <u>委員会</u> 3. <u>会計監査人</u></p>
<p>第 2 章 株 式</p>	<p>第 2 章 株 式</p>
<p>(会社の発行する株式の総数) 第6条 当社の発行する株式の総数は、12億株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、12億株とする。</p>
<p>(自己株式の取得) 第7条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>
<p>(1単元の株式の数) 第8条 当社の1単元の株式の数は、500株とする。</p>	<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、500株とする。</p>
<p>(1単元の株式の数に満たない株式に係る株券) 第9条 当社は1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。ただし、当社が株主のために必要と認めるときはこの限りでない。</p>	<p>(株券の発行) 第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。 ② 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4. <u>次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>(単元未満株式の買増し) 第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p>	<p>(単元未満株式の買増し) 第11条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の種類)</p> <p>第 11 条 当社の発行する株券の種類は、<u>株式取扱規則</u>による。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 12 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。当社は選定した名義書換代理人及びその事務取扱場所を公告する。当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の喪失登録、株券の再交付、届出の受理、単元未満株式の買取り及び買増し等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わないものとする。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わないものとする。</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 13 条 当社の<u>株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する取扱並びにその手数料</u>については、<u>株式取扱規則</u>による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 13 条 当社の<u>株式及び新株予約権</u>に関する取扱並びにその手数料については、<u>法令または本定款のほか、株式取扱規則</u>による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第 14 条 当社は、<u>毎営業年度末日現在の最終株主名簿に記載または記録されている議決権を有する株主をもって、その年度の定時株主総会において、株主の権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、当社は、前項の株主のほか、前項に規定する日と異なる日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを定めることができる。この場合には、その日を2週間前に公告するものとする。</p> <p>③ 前項及び本定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、当社はあらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第 14 条 当社は、<u>毎事業年度末日現在の最終株主名簿に記載または記録されている議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において、株主の権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>
<p>(招 集)</p> <p>第 15 条 当社の定時株主総会は、<u>毎営業年度末日の翌日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるごとにこれを招集する。</u></p>	<p>(招 集)</p> <p>第 15 条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるごとにこれを招集する。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議にもとづき代表執行役社長</u>がこれを招集す</p>	<p>② <u>株主総会は、東京都特別区内においてこれを招集する。</u></p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>る。</p> <p>② <u>代表執行役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の<u>執行役</u>が株主総会を招集する。</p> <p>③ 株主総会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会議長</u>がこれにあたる。<u>ただし、取締役会議長が代表執行役社長を株主総会の議長に指名した場合には、代表執行役社長が当該株主総会の議長を務める。</u></p> <p>④ <u>取締役会議長</u>または前項ただし書に従い<u>株主総会議長</u>に指名された<u>代表執行役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会の議長を務める。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第 <u>17</u> 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席株主</u>の議決権の過半数をもって<u>これ</u>を行う。</p> <p>② <u>商法第 343 条</u>に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 <u>18</u> 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主に委任して、その議決権を行使することができる。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会等</p> <p>(員 数)</p> <p>第 <u>19</u> 条 当会社の取締役は、15 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 <u>20</u> 条 取締役は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した<u>株主総会</u>において選任する。</p> <p>② <u>前項</u>の選任については、累積投票によらない。</p>	<p>② <u>前項</u>の<u>取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の<u>取締役</u>が株主総会を招集する。</p> <p>③ 株主総会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会</u>において定めた<u>取締役</u>がこれにあたる。</p> <p>④ <u>前項</u>に従い<u>株主総会の議長</u>にあたる者に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の<u>取締役</u>が株主総会の議長を務める。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第 <u>17</u> 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類</u>に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネット</u>を利用する方法により株主に対して提供することができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第 <u>18</u> 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権</u>を行使することができる<u>株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>会社法第 309 条第 2 項</u>に定める決議は、<u>議決権</u>を行使することができる<u>株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 <u>19</u> 条 株主は、当会社の議決権を有する他の<u>株主 1 名</u>に委任して、その議決権を行使することができる。</p> <p>② <u>前項</u>の株主または代理人は、<u>株主総会ごとに、代理権を証明する書面</u>を当会社に提出することを要する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 <u>20</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 <u>21</u> 条 取締役の選任決議は、<u>議決権</u>を行使することができる<u>株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、<u>その議決権の過半数</u>をもって行う。</p> <p>② <u>取締役</u>の選任決議は、累積投票によらない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。</u></p> <p>(取締役会議長及び取締役会招集権者)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議により、執行役を兼任しない取締役の中から、取締役会議長を 1 名選定する。</p> <p>② 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長がこれを招集する。</p> <p>③ 取締役会議長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会議長に任じ、また取締役会を招集する。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集は、会日の 3 日前までに各取締役に對し、その通知を發するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬は、報酬委員会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 25 条 当社は、<u>商法特例法第 21 条の 17 第 4 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項の行為に関する取締役 (取締役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>社外取締役 (商法第 188 条第 2 項第 7 号ノ 2 に規定する社外取締役をいう。以下同じ。)</u> との間で、<u>商法特例法第 21 条の 17 第 5 項の規定により、その取締役の同条第 1 項の行為に関する損害賠償責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(委員会の設置)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会議長及び取締役会招集権者)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役会の書面決議</u>)</p> <p>第 25 条 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役 (当該事項について議決に加わることができる者に限る。) の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (<u>以下「報酬等」という。</u>) は、報酬委員会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 委 員 会</p> <p>(委員会の設置)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 26 条 当社は、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の各委員会（以下「各委員会」という。）を設置するものとする。</p> <p>② 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限を有するものとする。</p> <p>③ 報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容を決定する権限を有するものとする。</p> <p>④ 監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、その他法令に定める権限を有するものとする。</p>	<p>第 28 条（現行どおり）</p> <p>②（現行どおり）</p> <p>③ 報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容を決定する権限を有するものとする。<u>執行役が当社の使用人を兼ねているときは、その使用人の報酬等の内容についても、同様とする。</u></p> <p>④ 監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の監査、監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、その他法令に定める権限を有するものとする。</p>
<p>（員数等）</p> <p>第 27 条 各委員会の委員は、それぞれ取締役 3 名以上で組織するものとする。</p> <p>② 各委員会を構成する取締役は、取締役会において選任する。</p> <p>③ 指名委員会及び報酬委員会の各委員は、代表執行役を兼ねていない者とし、かつその過半数は、社外取締役であって当社の執行役でない者とする。</p> <p>④ 監査委員会の委員は、当社もしくはその子会社（<u>商法特例法第 1 条の 2 第 4 項に規定する連結子会社を含む。</u>）の執行役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務を執行する取締役を兼ねていない者とし、かつその過半数は、社外取締役であって当社の執行役でない者とする。</p>	<p>（員数等）</p> <p>第 29 条（現行どおり）</p> <p>② 各委員会を構成する取締役は、取締役会において選定する。</p> <p>③（現行どおり）</p> <p>④ 監査委員会の委員は、当社もしくはその子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務を執行する取締役を兼ねていない者とし、かつその過半数は、社外取締役であって当社の執行役でない者とする。</p>
<p>（委員会規則）</p> <p>第 28 条 各委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるところのほか、取締役会及び委員会において定める各規則による。</p>	<p>（委員会規則）</p> <p>第 30 条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 執 行 役</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 執 行 役</p>
<p>（執行役の選任）</p> <p>第 29 条 取締役会は、その決議により、1 名以上 30 名以内の執行役を選任する。</p>	<p>（執行役の選任）</p> <p>第 31 条（現行どおり）</p>
<p>（任 期）</p> <p>第 30 条 執行役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。ただし、他の執行役在任中新たに就任した執行役の任期は、他の現執行役の残任期間とする。</p>	<p>（任 期）</p> <p>第 32 条 執行役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結後最初に召集される取締役会の終結の時までとする。ただし、他の執行役在任中新たに就任した執行役の任期は、他の現執行役の残任期間とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表執行役及び役付執行役)</p> <p>第 31 条 取締役会は、執行役の中から、執行役社長 1 名を<u>選任</u>し、その他必要に応じて、執行役副社長、専務執行役及び常務執行役その他の役付執行役を 1 名以上<u>選任</u>することができる。</p> <p>② 取締役会は、前項に定める執行役の中から、代表執行役を 1 名以上<u>選任</u>する。なお、執行役社長は代表執行役から<u>選任</u>されるものとする。</p> <p>(執行役の報酬)</p> <p>第 32 条 執行役の報酬は、報酬委員会の決議によりこれを定める。</p> <p>(執行役の責任免除)</p> <p>第 33 条 当社は、<u>商法特例法第 21 条の 17 第 6 項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同条第 1 項の行為に関する執行役</u>（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(代表執行役及び役付執行役)</p> <p>第 33 条 取締役会は、執行役の中から、執行役社長 1 名を<u>選定</u>し、その他必要に応じて、執行役副社長、専務執行役及び常務執行役その他の役付執行役を 1 名以上<u>選定</u>することができる。</p> <p>② 取締役会は、前項に定める執行役の中から、代表執行役を 1 名以上<u>選定</u>する。なお、執行役社長は代表執行役から<u>選定</u>されるものとする。</p> <p>(執行役の報酬等)</p> <p>第 34 条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によりこれを定める。</p> <p>(執行役の責任免除)</p> <p>第 35 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第 423 条第 1 項の執行役</u>（執行役であった者を含む。）の<u>損害賠償責任を</u>、法令の限度において免除することができる。</p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 7 章 計 算</p>
<p>(営業年度)</p> <p>第 34 条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、<u>営業年度末日</u>に決算を行う。</p> <p>(配当金)</p> <p>第 35 条 当社の株主配当金は、<u>毎営業年度末日現在の最終株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者に、これを支払う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 36 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在の<u>最終株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者</u>に対し、<u>商法第 293 条ノ 5 の規定に定める金銭</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 36 条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、<u>事業年度末日</u>に決算を行う。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 37 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対して、<u>剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>② 当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対して、<u>剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>③ 当社は、前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を<u>することができる。</u></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 38 条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>の分配（以下「中間配当」という）をすることができる。</u></p> <p>② <u>取締役会は、前項の日から 3 ヶ月以内に中間配当の有無・金額、その他必要な事項について決議する。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 37 条 <u>株主配当金及び中間配当金</u>は、当社が支払の開始をしてから満 5 年を経過して受領されないときは、会社はその支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(除斥期間)</p> <p>第 39 条 <u>剰余金の配当</u>は、当社が支払の開始をしてから満 5 年を経過して受領されないときは、会社はその支払の義務を免れるものとする。</p>